



埼玉県非鉄金属製造業最低賃金、最低賃金額 1 時間 1,006 円、効力発生の日 法定どおり

埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、最低賃金額 1 時間 1,013 円、効力発生の日 法定どおり

埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金、1 時間 1,013 円、効力発生の日 法定どおり

埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金専門部会、最低賃金額 1 時間 1,022 円、効力発生の日 法定どおり

埼玉県自動車小売業最低賃金専門部会、最低賃金額 1 時間 1,018 円、効力発生の日 法定どおり  
以上でございます。

土屋会長

それでは、各専門部会長から部会の状況につきましてご報告をいただきたいと思えます。

まず「埼玉県非鉄金属製造業」についてですが、本日鈴木部会長がご欠席のため、小山部会長代理から報告をお願いします。

小山委員

それでは私のほうから。非鉄金属製造業最低賃金の状況につきましては、報告書にございましたとおり、昨年度の 974 円を 1,006 円に改定することを全会一致で議決しました。ここに至る経緯ですが、令和 4 年 9 月 20 日に第 2 回非鉄金属製造業最低賃金専門部会を開催いたしました。当初は労側 34 円、使側 27 円のアップが主張されました。労側 34 円の根拠は、地賃引上げ額 31 円+1 円の 32 円における影響率と変わらない範囲での最高額、使側 27 円の根拠は、昨年度の引上げ額 26 円に 2020-2021 比較の鉱工業生産指数プラス 4.1%を乗じて 27 円。個別協議を経て歩み寄り、最低賃金を 1 時間 1,006 円、32 円アップで全会一致で議決しました。以上です。

土屋会長

続いて、「埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」の専門部会については、同じく鈴木部会長がご欠席のため、部会長代理の私から報告します。

9 月 7 日の第 1 回合同専門部会に続いて、第 2 回部会は、9 月 29 日に開催されました。そこで当初労働者側は人材確保の重要性、物価上昇下での実質賃金の維持などの観点をふまえて、企業内最低賃金協定の最低額の昨年度から今年度の上昇額である 39 円の引上げを求めました。他方使用者側からは、特定最低賃金の意義の認識は労働者側と共通で最低賃金の一定の改善が必要であるという考えも同様であるが、それは本産業の業況にあったものであるべきで、ことに原材料費の値上げの影響で利益が圧迫され、価格転嫁がままならない中小企業の現

状、また最低賃金引き上げの影響率が相当に高い産業であることを考えると、県最賃に匹敵する引上げは難しいという主張がなされました。具体的には、鉱工業生産指数、法人企業統計調査の結果、また最近の物価上昇も勘案して、昨年度の引上げ額 27 円を踏まえて、20 円台後半の引き上げを求めました。

その後個別協議を経て、最終的には、最低賃金を 1 時間 1013 円、32 円引上げることについて、労働者側は、地域最賃との格差を維持できること、使用者側も消費者物価の動向、地域最低賃金の上昇率を考えて受け入れることができる金額ということで労使合意を見るに至り、全会一致で結審しました。

土屋会長

「埼玉県輸送用機械器具製造業」及び「埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業」の最低賃金専門部会を担当していただきました、福田委員から報告をお願いします。

福田委員

まず、輸送用機械器具製造業からご報告申し上げます。輸送用機械器具製造業は、特定最低賃金の原則として最低協約額を上回ることができないことから、現在の 990 円に対して、今回は 23 円が引上げ可能な上限額ということになりました。

こういったことを理解の上で、労働者側は、春闘における賃上げ率が 2.09%、物価上昇率 3.2%であることから合わせて 5.3%、本来であれば 52 円アップを主張したいところでありましたが、いま説明したような上限があるため、23 円アップの主張となりました。使用者側は、昨年引き上げ額に鉱工業生産指数マイナス 15%分の 0.985 を乗じて 24 円の主張となるどころ、上限により 23 円アップの主張となりました。両者の主張が一致し、最低賃金を 1 時間 1013 円で部会報告を全会一致で議決しました。最低協定額については、労働側も一定のご努力はいただいたようなのですが、基本的には労使の個別協議が原則にはなりますが、使用者側としても可能な範囲で協力できないか考えてみたいというご意見がありました。

続いて、光学機械器具製造業最低賃金についてご報告申し上げます。光学機械は当初、労働者側 41 円、使用者側 28 円のアップが主張されました。労側 41 円の根拠は、現行金額 990 円に春闘の賃上げ率 2.02% を乗じて 20 円、990 円に消費者物価指数 1 月～6 月の平均 2.11% を乗じた 21 円を加えたものです。使側 28 円の根拠は、昨年度の引上げ額 27 円に 4 月～6 月期鉱工業生産指数プラス 2.1% を乗じたものです。個別協議を経て、県最賃の引上げ額や埼玉の物価上昇率なども参考に歩み寄っていただき、最低賃金を 1 時間 1,022 円、プラス 32 円で全会一致で議決しました。

土屋会長 最後「埼玉県自動車小売業」の最低賃金専門部会を担当していただきました満木委員から報告をお願いします。

満木委員 自動車小売業最低賃金の金額審議の状況について報告します。当初は労側 33 円、使側 21 円のアップが主張されました。労側は、自動車総連発表の春闘における販売業に関する賃上げ率 2.17%に、春闘では考慮されてこなかった消費者物価の上昇分を加えて、埼玉の消費者物価指数の直近 1 年間、昨年 8 月～今年 7 月の平均 1.37%を加えた 3.54%アップ、35 円を主張したかったのですが、最低協約額の上限が 33 円であるため 33 円とするとのことでした。これに対して使側は、各種賃上げ率の指標から賃上げ率を 2.13%と算出し、21 円の引上げにとどまると主張しました。

歩み寄りに時間を要しましたが、公益見解としてプラス 30 円を提示しまして、労使これを了承、最低賃金を 1 時間 1018 円、引き上げ額 30 円とすることで全会一致で議決されました。

土屋会長 ありがとうございます。ただいまの 5 部会の報告について質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ただ今の 5 業種の専門部会長報告を受けて、一括して採決に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

土屋会長 それでは、採決に入ります。5 業種の専門部会長報告の結論について、賛成の方は、挙手をお願いします。

(賛成 全会一致)

土屋会長 全会一致で議決したものと認めます。ありがとうございます。それでは、事務局で、答申文案を配布し、読み上げをお願いします。

賃金室長 それでは、答申文(案)を読み上げます。

令和 4 年 10 月 3 日 埼玉労働局長 久知良 俊二 殿 埼玉地方最低賃金審議会 会長 土屋 直樹 特定最低賃金の改正決定について(答申)当審議会は、令和 4 年 8 月 3 日付け埼労発基 0803 第 1 号をもって諮問のあった下記の各特定最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙 1～5 のとおりの結論に達したので答申する。記 1 埼玉県非鉄金属製造業最低賃金(平成 20 年埼玉労働局最低賃金公示第 2 号) 2 埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金(平成 20 年埼玉労働局最低賃金公示第 3 号) 3 埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金(平成 20 年埼玉労働局最低賃金公示第 4 号) 4 埼玉県光学機械器

具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金（平成 20 年埼玉労働局最低賃金公示第 5 号） 5 埼玉県自動車小売業最低賃金（平成 20 年埼玉労働局最低賃金公示第 7 号）

埼玉県非鉄金属製造業最低賃金 1 適用する地域 埼玉県の区域  
2 適用する使用者 前号の地域内で非鉄金属製造業（非鉄金属第 1 次製錬・精製業、非鉄金属素形材製造業、その他の非鉄金属製造業及びこれらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者  
3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。（1）18 歳未満又は 65 歳以上の者（2）雇入れ後 3 月未満の者であって、技能習得中のもの（3）次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1 時間 1,006 円 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当 6 効力発生の日 法定どおり

埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 1 適用する地域 埼玉県の区域 2 適用する使用者 前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及び当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。（1）18 歳未満又は 65 歳以上の者（2）雇入れ後 3 月未満の者であって、技能習得中のもの（3）次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1 時間 1,013 円 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当 6 効力発生の日 法定どおり

埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金 1 適用する地域 埼玉県の区域 2 適用する使用者 前号の地域内で輸送用機械器具製造業（産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業（自転車・同部分品製造業を除く。）及びこれらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間 1,013円 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当 6 効力発生の日 法定どおり

埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金 1 適用する地域 埼玉県の区域 2 適用する使用者 前号の地域内で光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が光学機械器具・レンズ製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間 1,022円 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当 6 効力発生の日 法定どおり

埼玉県自動車小売業最低賃金 1 適用する地域 埼玉県の区域 2 適用する使用者 前号の地域内で自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。以下同じ。)、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。)を営む使用者 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間 1,018円 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当 6 効力発生の日 法定どおり

以上でございます。

土屋会長

それでは、答申文案についてこれでよろしいでしょうか。  
(異議なし)

土屋会長

案をとっていただき、局長へ答申いたします。  
(答申文手交)

久知良局長 去る8月3日に諮問いたしました5業種の特定最低賃金の改正決定につきまして、ただ今、土屋会長よりご答申をいただきました。

委員の皆様方には、特定最低賃金に係る産業の事情を踏まえた慎重かつ真摯なご審議をいただき、本日の答申を取りまとめるため多大なご尽力を賜りましたことに、心から御礼を申し上げます。

当局といたしましては、いただきました答申を尊重して、12月1日の改正発効に向けて、速やかに改正決定の手続を進めてまいりたいと存じます。

本日は、誠にありがとうございました。

土屋会長 事務局から今後の日程について説明をしてください。

賃金室長 今後の日程のご説明をいたします。

本日、答申をいただきましたので、答申内容について意見申出の公示を行います。異議申出の締切日は10月18日（火曜日）となります。異議申出があった場合、10月19日（水）に審議会を開催いたします。改正発効予定日は12月1日となりますので、官報公示予定日は11月1日です。

土屋会長 わかりました。異議申立のあった場合の異議審については、会議は公開とし、議事録についても公開とします。

議題の2はその他ですが、まず、委員の先生方から何かありますか。事務局から何かありますか。

賃金室長 特にございませぬ。

土屋会長 それでは、以上をもちまして第7回埼玉地方最低賃金審議会を閉会とします。

— 了 —